支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙第四号の二書式 別紙第四号の二書式 （表面） 年金恩給等送金通知書 （恩給種別）　第　号 受給者氏名 給与金種別 （「支払開始日」又は「発行日」）　年　月　日　住所 支給額　円 所得税額　円　氏名 調整額　円 支払額　円 支払店　銀行　店 郵便局 上記のとおり支払います。 （受領証）　上記の金額を受領しました。 受領年月日　令和　年　月　日 受領者氏名　官署支出官 総務省政策統括官（統計制度・恩給担当）	別紙第四号の二書式 別紙第四号の二書式 （表面） 年金恩給等送金通知書 （恩給種別）　第　号 受給者氏名 給与金種別 （「支払開始日」又は「発行日」）　年　月　日　住所 支給額　円 所得税額　円　氏名 調整額　円 支払額　円 支払店　銀行　店 郵便局 上記のとおり支払います。 （受領証）　上記の金額を受領しました。 受領年月日　令和　年　月　日 受領者氏名　官署支出官 総務省政策統括官（統計基準・恩給担当）
（裏面） 〔お知らせ〕 1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。 2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して、下記連絡先に届け出てください。 3　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又は代理人であることを証する書面を持参し、証書、最近通知書又は失権時給与金支給決定通知書とともに支払店に提示してください。 4　表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は、下記連絡先にお申し出ください。）。 5　表面に記載されている年月日の前に年金恩給等を受ける権利を失ったときは、支払を受けることができません。また、年金恩給等を受けている方が亡くなられたときは、電話でご相談ください。 （連絡先） （所在地） 委任欄 表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。 令和　年　月　日 （代理受領者） 住所 氏名 （受給者） 氏名 備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。 2　「お知らせ」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。	（裏面） 〔お知らせ〕 1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。 2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して、下記連絡先に届け出てください。 3　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又は代理人であることを証する書面を持参し、証書、最近通知書又は失権時給与金支給決定通知書とともに支払店に提示してください。 4　表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は、下記連絡先にお申し出ください。）。 5　表面に記載されている年月日の前に年金恩給等を受ける権利を失ったときは、支払を受けることができません。また、年金恩給等を受けている方がお亡くなられたときは、電話でご相談ください。 （連絡先） （所在地） 委任欄 表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。 令和　年　月　日 （代理受領者） 住所 氏名 （受給者） 氏名 備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。 2　「お知らせ」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。